



さいたま市

日本一の教育都市を目指して

さいたま市教育総合ビジョン

一人ひとりが生き生きと輝く個性を育む

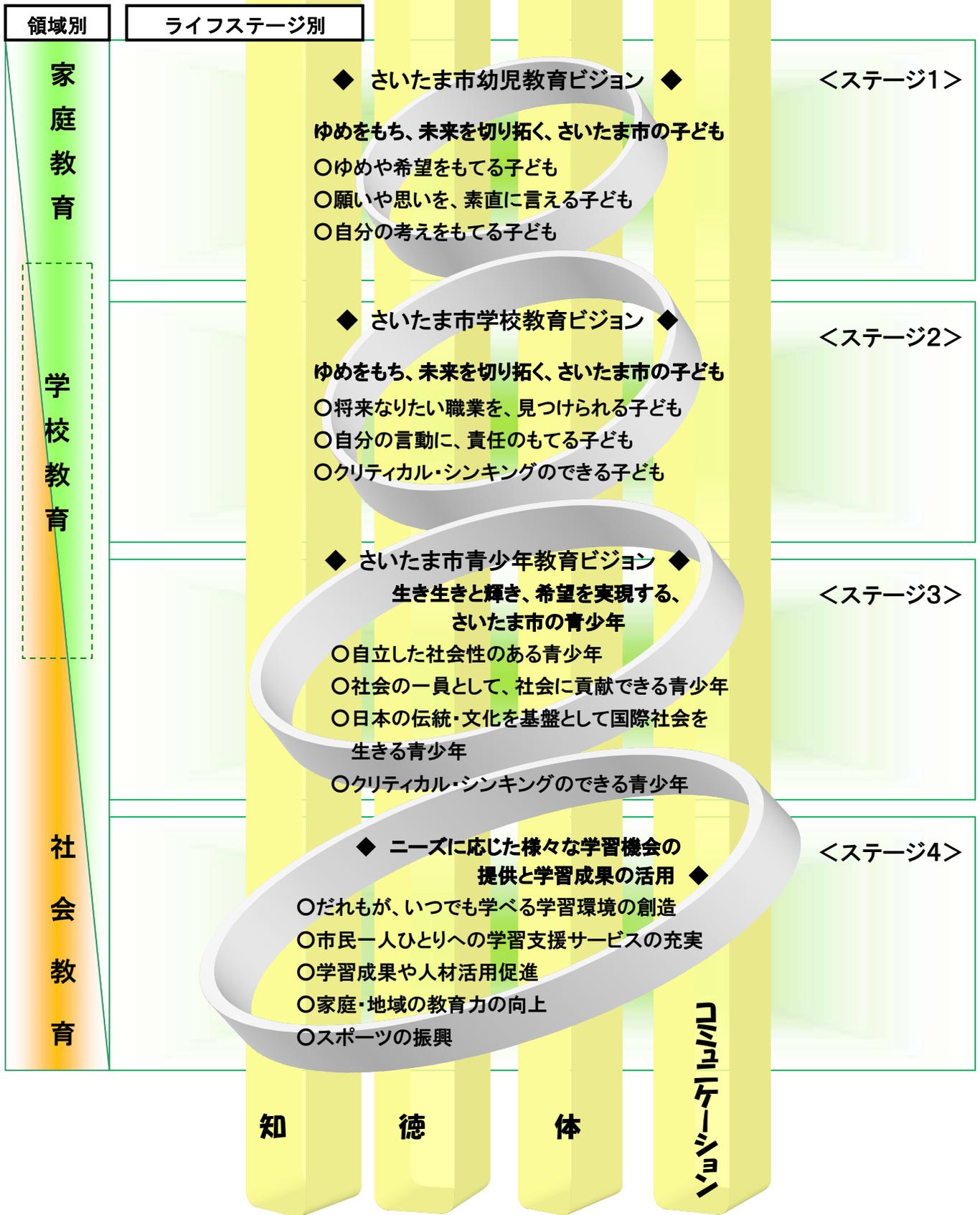
平成21年3月

(平成26年3月一部修正)

さいたま市

さいたま市教育委員会

【さいたま市の特色】領域別・ライフステージ別でとらえた教育



はじめに	2
■ 第1章 さいたま市教育総合ビジョンの策定について	
1 さいたま市教育総合ビジョン策定の背景と趣旨	4
2 さいたま市が考える生涯をとおしての教育	6
3 さいたま市教育総合ビジョンの構成と展望	9
■ 第2章 家庭教育・学校教育・社会教育について（領域別でとらえた教育）	
1 家庭教育	12
(1) 家庭教育の基本的な考え	
(2) 家庭教育に関する今日的課題	
(3) 今日的課題を解決するための、さいたま市の取組	
2 学校教育	14
(1) 学校教育の基本的な考え	
(2) 学校教育に関する今日的課題	
(3) 今日的課題を解決するための、さいたま市の取組	
3 社会教育	16
(1) 社会教育の基本的な考え	
(2) 社会教育に関する今日的課題	
(3) 今日的課題を解決するための、さいたま市の取組	
■ 第3章 3つのビジョンと、ニーズに応じた様々な学習機会の提供と学習成果の活用について（ライフステージ別でとらえた教育）	
1 さいたま市幼児教育ビジョン <ステージ1>	20
2 さいたま市学校教育ビジョン <ステージ2>	25
3 さいたま市青少年教育ビジョン <ステージ3>	30
4 ニーズに応じた様々な学習機会の提供と学習成果の活用 <ステージ4>	35
■ 第4章 さいたま市が展開する、教育に関する施策や事業の整理・体系化について	
1 整理・体系化の趣旨	40
2 平成26年度から30年度までの5年間に、総合的かつ 計画的に取り組む施策や事業	42

はじめに

さいたま市の 現状

さいたま市は、埼玉県南東部に位置する政令指定都市で、平成21年1月現在、約121万人の人口を擁しています。集合住宅の建設などに伴う都市化が進展し、毎月人口が増加しています。市民の平均年齢は全国平均に比べて若く、活気に満ちています。65歳以上の市民が総人口に占める割合は全国平均よりは低いものの、今後高齢化が進行することが予想されています。

社会環境の変化

近年、こうした都市化・核家族化・少子化・高齢化をはじめ、科学技術の進歩・情報化・国際化・価値観の多様化・社会全体の規範意識の低下など、社会環境が大きく変化してきています。

社会環境の変化に伴い、自己の生きがいややりがいを感じられない、将来に希望を見出せない、人とのコミュニケーションが上手く図れないなどの事象が、顕在化してきています。

こうした問題を解決するためには、市民と行政が一体となって、知恵と実行力を生み出していく必要があります。

教育基本法の 公布・施行

平成18年12月22日、約60年ぶりに教育基本法が公布・施行されました。同法第1条に、教育の目的として、人格の完成と、国家・社会の形成者として心身ともに健康な国民を育成することが引き続き規定され、同法第2条に、教育の目的を実現するため、今日重要と考えられる事柄が、教育の目標として新たに規定されました。

また、同法第17条に、地方公共団体が国の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、教育振興基本計画を定めるよう努めることも新たに規定されました。

そこで、さいたま市でも教育振興基本計画の策定に向け、本市の教育全体の方向性を示す必要があります。

さいたま市教育 総合ビジョンの 策定 (平成21年3月)

こうしたことから、さいたま市の中長期的な目指すべき教育の方向性を広く市民に明確に示すとともに、教育行政を総合的・計画的に推進するために、さいたま市教育総合ビジョンを策定しました。

この教育総合ビジョンは、「さいたま市幼児教育ビジョン」、「さいたま市学校教育ビジョン」、「さいたま市青少年教育ビジョン」の3つの教育ビジョンと、およそ24歳以降の「様々な学習機会の提供と学習成果の活用」を含めた、さいたま市教育の総合的なビジョンを表しています。

さいたま市が今後概ね10年間を通じて目指すべき教育の姿と、平成21年度から25年度までの5年間に、総合的かつ計画的に取り組む施策や事業について示しました。

さいたま市教育 総合ビジョンの 一部修正 (平成26年3月)

さいたま市教育総合ビジョンの策定後5年間の社会情勢の変化や、教育の現状と課題、施策の実施状況等を踏まえ、平成26年度から30年度までの5年間に取り組む施策や事業の見直しを主とする教育総合ビジョンの一部修正を行いました。

策定時に掲げた「さいたま市が今後概ね10年間を通じて目指すべき教育の姿」を継承しつつ、第4章について、各ステージの目標や柱、方針に沿った施策と事業を新たに整理・体系化しました。

第 1 章

さいたま市教育総合ビジョンの 策定について



第1章 さいたま市教育総合ビジョンの策定について

1 さいたま市教育総合ビジョン策定の背景と趣旨

教育の果たす役割

教育は、人格の完成を目指し、個人の能力を伸長し、自立した人間を育てるとともに、国家や社会の形成者として心身ともに健康な国民を育成するという使命を担うものであり、このことは今後いかに時代が変わろうとも普遍的なものです。

今日、社会が急速な変化を遂げる中であって、一人ひとりには、自立して、また、自らを律し、他と協調しながらその生涯を切り拓いていく力が一層求められています。

そこで、すべての人に、一定水準以上の教育を保障するとともに、自らの内面を磨くために、また、社会に参画する意識を高め、生活や職業に必要な知識・技術等を継続的に習得するために、生涯にわたって学習することのできる環境を整備し、充実させる必要があります。

このように、人づくりこそが個人の幸福の実現と国家・社会の発展の礎であり、我が国の将来の発展の原動力たり得るものは人づくり、すなわち教育をおいてほかにありません。

さいたま市の教育のとらえ方

さいたま市では、生涯をとおしての教育を、人が教育を受ける様々な場面に応じての領域別と、人が誕生してから生涯にわたってのライフステージ別の両面でとらえました。

「領域別でとらえた教育」では、家庭教育・学校教育・社会教育に大別しました。

また、「ライフステージ別でとらえた教育」では、人が教育を受ける様々な時期に応じて、4つのステージに大別しました。

このようにとらえた教育を通じて、さいたま市では、ユニバーサルデザイン^{*}の考え方に基づき、すべての人に等しく学習の機会を提供し、一人ひとりが自己を磨き、高めるとともに、学習成果を活用することのできる社会を築くことを目指します。

***ユニバーサルデザイン**…すべての人が利用しやすい、すべての人を思いやるまちづくり・ものづくりという考え方

策定の趣旨

こうした背景から、本市ではさいたま市教育総合ビジョンを策定し、今後概ね10年間を通じて目指すべき教育の姿と、平成21年度から25年度までの5年間に、総合的かつ計画的に取り組む施策や事業について示しました。

(1) 今後10年間を通じて目指すべき教育の姿

第2章 領域別でとらえた教育について

- 1 家庭教育
- 2 学校教育
- 3 社会教育

第3章 ライフステージ別でとらえた教育について

- 1 さいたま市幼児教育ビジョン <ステージ1>
- 2 さいたま市学校教育ビジョン <ステージ2>
- 3 さいたま市青少年教育ビジョン <ステージ3>
- 4 ニーズに応じた様々な学習機会の提供と学習成果の活用 <ステージ4>

(2) 平成21年度から25年度までの5年間に、総合的かつ計画的に取り組む施策や事業

第4章 さいたま市が展開する、教育に関する施策や事業の整理・体系化について

総合ビジョンの
基本構想

さいたま市は、本市の総合振興計画である「さいたま^{ゆめ}希望のまちプラン」に基づき、市民本位の自立した都市づくりを進めています。

このプランでは、教育・文化・スポーツの分野の施策展開の方向については、「一人ひとりが生き生きと輝く個性を育む」としています。

そこで、さいたま市教育総合ビジョンでは、この「一人ひとりが生き生きと輝く個性を育む」を基本構想に位置付け、本市の今後10年間を見通した教育行政の方向性を示しています。

一部修正の趣旨

これら策定の趣旨等を踏まえつつ、新たに平成26年度から30年度までの5年間に、総合的かつ計画的に取り組む施策や事業について示しました。

領域別でとらえた
教育

さいたま市教育総合ビジョンでは、生涯をととした教育を次のようにとらえています。

(1) 領域別でとらえた教育

生涯をととした教育を、人が教育を受ける様々な場面に応じて、家庭教育・学校教育・社会教育の3つに大別しました。

1 家庭教育

家庭教育は、家族とのふれあいを通じ、基本的な生活習慣・生活能力、豊かな情操、他人に対する思いやりなどの、生きていく上で必要とされる力を育成するものであり、すべての教育の出発点です。人が誕生した時点で家庭教育と大きくかかわり始め、成長とともに、かかわりは小さくなっていきます。

2 学校教育

およそ小学校就学前の幼児教育から、高等学校教育までの学校教育では、すべての子どもが自立して社会で生き、個人として豊かな人生を送ることができるよう、その基礎となる力を育てます。高等学校の教育では、将来の進路や職業とのかかわりに関する教育を重視し、社会の有為な形成者として必要な資質を育成します。

3 社会教育

社会教育は、単に自分の趣味や教養を充足させるだけでなく、一人ひとりが生涯にわたって学んだ力を、地域の課題を解決するために活用し、よりよい社会を形成することを推進する教育です。

ライフステージ別
でとらえた教育

(2) ライフステージ別でとらえた教育

生涯をととした教育を、一人ひとりの人間が、誕生してから成長していくライフステージに応じて、およそ4つのステージに分けました。

具体的には、人づくりの基礎期間となるおよそ24歳までを3つのステージに分け、それぞれのステージにおける教育の方向性をビジョンにより示しました。24歳以降については、それまで身に付けてきた経験や能力を活かして一人の人間として自立し、様々な学習を経験するとともに、学習成果を地域社会に活かすステージとしました。

さいたま市幼児教育ビジョン 〈ステージ1〉

出生してから幼稚園・保育所等を卒園する、およそ6歳までの時期を対象としたビジョンで、家庭教育との関連を重視して、幼児教育の方向性を示しました。このビジョンも含め、さいたま市教育総合ビジョンでは、乳児も含めて幼児とし、幼稚園児と保育所等児童の年齢に差異がないことから、幼稚園と保育所等を同様に扱っています。

さいたま市学校教育ビジョン 〈ステージ2〉

およそ小学校就学前の幼児教育から高等学校教育までの時期を対象としたビジョンで、学校教育の方向性を示しました。このビジョンに位置付けた、学校教育に関する様々な施策や事業を積極的に推進し、一人ひとりの子どもたちに生きる力をはぐくんでいきます。

さいたま市青少年教育ビジョン 〈ステージ3〉

およそ高等学校教育修了から24歳までの時期を対象としたビジョンで、社会教育との関連を重視して、青少年教育の方向性を示しました。この24歳については、「さいたま 子ども・青少年希望プラン」の対象年齢が24歳までを基本としていることによるものです。

ニーズに応じた様々な学習機会の提供と学習成果の活用 〈ステージ4〉

およそ24歳を過ぎてからは、一人の人間として自立するために、それまで身に付けてきた「知」「徳」「体」「コミュニケーション」を基にした経験や能力を、継承・発展させていくことが重要です。

常に自己の能力を磨きながら、健康で充実した人生を実現できるよう、だれもが生涯にわたって学び、楽しみ、その成果を活かして社会貢献や新たな挑戦のできる仕組みづくりを、社会全体で進める必要があります。そこでさいたま市は、一人ひとりのニーズに応じた様々な学習機会の提供と学習成果の活用をすすめるための仕組みづくりを推進します。

■ 様々な学習機会の提供

市民一人ひとりが、生涯を通じていつでも必要な学習を、身近な場所で行うことができるように、さいたま市が提供する学習機会のことです。

■ 学習成果の活用

市民一人ひとりが、これまで学んできた豊富な経験を地域づくりやまちづくりに活かすことです。

**3つの教育ビジョ
ンの共通の考え**

出生からおよそ24歳までは、3つの教育ビジョンを基に、人生の土台づくりを支援します。3つの教育ビジョンでは、さいたま市教育の要素として、いつの時代でも大切であるとされている「知」「徳」「体」に加え、「コミュニケーション」を位置付け、「知」「徳」「体」「コミュニケーション」のバランスのとれた子どもをはぐくむことを基本理念としています。

**コミュニケーショ
ンの大切さ**

昨今、ICT技術の急激な進展にともなって、パソコンや携帯電話が普及するなど、情報通信機器が飛躍的に発達しました。その結果、かつてのようにお互いが顔を見ながらやりとりする機会や場が、少なくなってきました。こうした状況の中、いじめや不登校、青少年による犯罪などの多くの問題の要因の一つとして、コミュニケーションの不足が考えられます。そこで、人と人とのかかわりを大切にし、豊かな人間関係をつくる上で特に重視したい要素としてコミュニケーションを位置付けました。

発達の連続性

3つの教育ビジョンでは、人としての発達の連続性を大切にしました。

幼稚園や保育所等を卒園し、小学校に入学したばかりの小学校1年生が、環境の変化に柔軟に対応できず、戸惑ったり、授業になじめなかったりする問題に陥ることがあります。

そこで、幼稚園や保育所等の教育・保育については、さいたま市幼児教育ビジョンで重点的に方向性を示しつつ、さいたま市学校教育ビジョンでも小学校就学前の幼児教育と



のつながりを掲載し、義務教育への移行を重視しました。

また、青少年が社会的に自立していくためには、勤労の大切さを自覚する必要があります。そこで、さいたま市学校教育ビジョンの目指す子ども像の具体的な姿の一つを、「将来なりたい職業を見つけられる子ども」としました。さらに、高等学校におけるキャリア教育を重視し、知識・技能はもとより、勤労観や職業観をはぐくむことにより、子どもが青少年へ成長していく過程を重視しました。

3 さいたま市教育総合ビジョンの構成と展望

総合ビジョンの構成

さいたま市教育総合ビジョンは、第1章から第4章までの4つの章で構成しています。

策定の概要

第1章では、さいたま市教育総合ビジョンの策定の概要について示しました。

家庭教育、学校教育、社会教育

第2章では、生涯をとおしての教育を領域別でとらえました。家庭教育・学校教育・社会教育の、それぞれの基本的な考えについて示しました。

(1) それぞれの教育の基本的な考え

教育基本法や教育振興基本計画、中央教育審議会の答申や文部科学省のパンフレットなどに掲載されている、家庭教育・学校教育・社会教育それぞれの基本的な考えや国の動向などをまとめています。

(2) それぞれの教育に関する今日的課題

家庭の教育力の低下の懸念、学校教育に関するいじめや不登校、引きこもりやニートの増加など、今日課題とされている問題や傾向についてまとめています。

(3) 今日的課題を解決するための、さいたま市の取組

さいたま市が、今後10年間を通じて目指すべき教育の方向を明確にするとともに、今日的課題を解決するための、さいたま市の取組をまとめています。

3つの教育ビジョンと場の提供

第3章では、生涯をとおしての教育をライフステージ別でとらえました。3つの教育ビジョンと、ニーズに応じた様々な学習機会の提供と学習成果の活用をすすめるための仕組みづくりについて示しました。

1 さいたま市幼児教育ビジョン

- (1) さいたま市幼児教育ビジョン策定の背景と趣旨
- (2) さいたま市幼児教育ビジョンの構成と展望
- (3) さいたま市の目指す幼児像
- (4) さいたま市の目指す幼児像を実現するための、4つの目標と8つの方針

2 さいたま市学校教育ビジョン

- (1) さいたま市学校教育ビジョン策定の背景と趣旨
- (2) さいたま市学校教育ビジョンの構成と展望
- (3) さいたま市の目指す子ども像
- (4) さいたま市の目指す子ども像を実現するための、4つの目標と8つの方針

3 さいたま市青少年教育ビジョン

- (1) さいたま市青少年教育ビジョン策定の背景と趣旨
- (2) さいたま市青少年教育ビジョンの構成と展望
- (3) さいたま市の目指す青少年像
- (4) さいたま市の目指す青少年像を実現するための、4つの目標と8つの方針

4 ニーズに応じた様々な学習機会の提供と学習成果の活用

- (1) だれもが、いつでも学べる学習環境の創造
- (2) 市民一人ひとりへの学習支援サービスの充実
- (3) 学習成果や人材の活用促進
- (4) 家庭・地域の教育力の向上
- (5) スポーツの振興

このうち、さいたま市学校教育ビジョンについては、すでに平成20年3月に策定し、広く市民の皆様を紹介しました。

このさいたま市学校教育ビジョンでは、目指す子ども像を、「ゆめをもち、未来を切り拓く、さいたま市の子ども」とし、およそ小学校就学前の幼児教育から高等学校教育までの教育の方向性を示しています。

第4章では、さいたま市教育総合ビジョンの基本構想から、さいたま市が展開する、教育に関する様々な施策や事業までを、ライフステージに沿って整理・体系化しました。

さいたま市幼児教育ビジョン<ステージ1>、さいたま市学校教育ビジョン<ステージ2>、さいたま市青少年教育ビジョン<ステージ3>では、目指す幼児像、目指す子ども像、目指す青少年像や、それらを実現するための目標と方針を「4つの目標と8つの方針」として示しました。この目標や方針に沿って、施策や事業を整理・体系化しました。

また、ニーズに応じた様々な学習機会の提供と学習成果の活用<ステージ4>では、学習機会の提供と学習成果の活用の柱、柱に沿った方針、方針に沿った施策や事業までを整理・体系化しました。

目標や方針に沿って整理・体系化された「平成26年度から30年度までの5年間に、総合的かつ計画的に取り組む施策や事業」の実施により、さいたま市教育総合ビジョンを具体化し、「一人ひとりが生き生きと輝く個性を育む」という基本構想のもと、教育行政を推進します。

施策や事業の整理・体系化

今後の展望

第 2 章

家庭教育・学校教育・社会教育について
(領域別でとらえた教育)



第2章 家庭教育・学校教育・社会教育について(領域別でとらえた教育)

1

家庭教育

家庭教育の基本的な考え

(1) 家庭教育の基本的な考え

家庭教育は、幼児期の親子のきずなの形成に始まる家族とのふれあいを通じ、生きる力の基礎的な資質や能力を育成するものであり、すべての教育の出発点です。

平成18年12月22日に施行された教育基本法の第10条に、新たに家庭教育について規定されました。家庭教育の重要性にかんがみ、保護者が子どもの教育について第一義的責任を有すること、及び国や地方公共団体が家庭教育支援に努めるべきことが示されました。

さらに、同法第11条に、幼児期の教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、国や地方公共団体がその振興に努めるべきことを新たに規定し、同法第13条に、学校・家庭・地域住民その他の関係者が、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚し、相互に連携・協力を努めるべきことも新たに規定されました。

このように、すべての教育の出発点であると言われている家庭教育が、ますます重視されてきています。

家庭教育に関する今日的課題

(2) 家庭教育に関する今日的課題

近年の都市化、核家族化等により、地縁的つながりの中で子育ての知恵を得る機会が少なくなったことや、人々の価値観の多様化に伴い、親の家庭教育に関する考え方にも変化が生じてきています。その結果、無責任な放任や過保護・過干渉が見られ、モラルの低下が生じているなど、家庭の教育力の低下が指摘されるようになってきています。

こうしたことを受け、子どもの教育や人格形成に対し最終的な責任を負うのは家庭であり、一人ひとりが子どもの教育に対する責任を自覚し、家庭が本来果たすべき役割を、見つめ直していく必要があります。

また、家庭の教育力の低下は、親だけの問題ではなく、地域全体で親子の「学び」や「育ち」を支える環境を構築することや、子育てが難しい雇用環境などを改善していくことも重要であることから、社会全体でよりよい環境づくりを行っていく必要があります。

さいたま市の取組

(3) 今日の課題を解決するための、さいたま市の取組

さいたま市では、生涯をととしての教育を、家庭教育・学校教育・社会教育に大別しました。このうち、人が出生してからおよそ小学校に就学するまでの間は、家庭教育が非常に大きくかかわっています。

特に、子どもが初めて出会う社会が家庭であり、家族に愛され、認められることによって、自己肯定感が生まれ、健やかな成長が実現していくことから、保護者を始めとする周囲の大人の役割は、とても大切です。

そこで、家庭教育を中心とした、さいたま市幼児教育ビジョンを策定し、幼児教育の方向性を示しました。

その中で、保護者の方に、さいたま市の幼児教育に関する方針や施策を示しました。具体的には、市内に住む幼児を養育する保護者の家庭教育を支援するため、学習講座と集団保育を実施している幼児教育学級や、幼児期における家庭教育の充実と振興を図るために実施している幼児教育相談などの施策を紹介しています。



こうした方針や施策については、家庭に任せることだけでなく、さいたま市が行政として支援を行い、ともに子どもをはぐくんでいこうとするものです。

また、家庭教育では、幼稚園や保育所等も大きな役割を果たしています。さいたま市には、私立幼稚園や私立保育所等が数多くあることから、これらの園とも連携・協力して、家庭教育を推進します。

さらに、小学校に入学した際、子どもにとって環境が大きく変わるため、小学校に入学したばかりの小学校1年生が、戸惑ったり、授業になじめなかったりする問題に陥ることがあることから、さいたま市幼児教育ビジョンでは、さいたま市学校教育ビジョンとのつながりも重視しています。

学校教育の基本的な考え

(1) 学校教育の基本的な考え

およそ小学校就学前の幼児教育から、高等学校段階までの初等中等教育は、個人がその生涯を生きる基盤を形成するものです。教育基本法第6条第2項に、学校教育は、体系的・組織的に行われるべきこと、また、学校教育においては、児童・生徒が規律を重んずるとともに、学習意欲を高めることを重視すべきことが新たに規定されました。

このことを踏まえ、各学校間や職業教育との円滑な接続に留意しながら、学校段階ごとの発達課題を踏まえた質の高い教育を保障し、一人ひとりの学ぶ意欲や学力を向上させるとともに、豊かな心と健やかな体を育成し、今後の変化の激しい時代を主体的に、かつ、幸福に生きるための強固な基盤を養う必要があります。

幼児教育、義務教育である小学校・中学校段階、高等学校段階、さらに、特別な支援を必要とするすべての子どもの可能性を最大限に伸ばし、自立し、社会参加するために必要な力を培うことを目的とする特別支援教育を通じて、教育基本法や学校教育法の理念を踏まえ、一人ひとりの「生きる力」をはぐくむ必要があります。

学校教育に関する今日的課題

(2) 学校教育に関する今日的課題

今日、都市化・核家族化・少子化等が進む社会の中で、子どもを取り巻く環境は大きく変化してきています。その結果、規範意識や公共心の低下による問題行動の増加、人と人とのかかわりの希薄化による人間関係をつくる能力や自己表現力の低下、勤労観や職業観の未熟さによる社会的自立の遅れなどの様々な問題が生じてきています。

また、「生きる力」をはぐくむという学習指導要領の理念を実現するため、その具体的な手立てを確立する観点から、学習指導要領が改訂されました。今回改訂された、学習指導要領における教育内容に関する主な改善事項では、言語活動の充実、理数教育の充実、伝統や文化に関する教育の充実、道徳教育の充実、体験活動の充実、小学校段階における外国語活動などがあげられます。各学校では、授業時数の増加も含め、地域や学校の実態、児童・生徒の発達段階や特性及び学校の教育課題などをよく把握し、教育課程を編成する必要があります。

さいたま市の取組

(3) 今日的課題を解決するための、さいたま市の取組

さいたま市は、平成20年3月に、さいたま市学校教育ビジョンを策定しました。このビジョンでは、さいたま市の目指す子ども像を「ゆめをもち、未来を切り拓く、さいたま市の子ども」と明確に示しました。目指す子ども像を実現するためには、子どもを取り巻く学校・家庭・地域・行政が連携・協力して、「知」「徳」「体」「コミュニケーション」のバランスがとれた子どもをはぐくむことが大切です。そこで、

学校・家庭・地域・行政のそれぞれに目標を設定し、さらにその目標を達成するための方針を示した、「4つの目標と8つの方針」に基づき、施策を整理・体系化して、教育行政を推進しています。

具体的には、「学びの向上さいたまプラン」、「子ども潤いプラン」、「子どものための体力向上サポートプラン」の3つのプランなどに位置付けられた様々な施策を展開し、成果をあげてきました。

特に、今回改訂された学習指導要領で重視されている言語活動の充実に関して、平成18年度に、さいたま市国語力向上プランを策定し、教科等をはじめ教育活動全体で、「書く」活動などの言語活動を重視して、子どもの思考力・表現力を高めています。また、同じく小学校段階における外国語活動に関しては、平成17年度に国の構造改革特区に認定された、小・中一環「潤いの時間」において「英会話」を実施し、国際社会をたくましく豊かに生きる児童生徒の育成を目指して、大きな効果をあげてきました。

その他、教育委員会の指導主事等が、授業に関する計画訪問・要請訪問、保健室・給食室訪問、生徒指導に係る学校訪問を、年間延べ1200回を超える多くの回数実施し、教育環境の整備や教職員の資質向上を図っています。

本市では、こうした成果を検証しつつ、今後もさいたま市学校教育ビジョンを基に、一人ひとりの子どもに「生きる力」を確かにはぐくむため、学校教育の充実に努めます。

また、今日特に重要とされている特別支援教育については、特別な支援を必要とする子どもが在籍するすべての学校において、引き続き推進していきます。一人ひとりのニーズやもっている力を把握し、生活や学習上の困難を改善または克服するため、学校内における支援体制の充実、通常の学級における障害のある子どもへの適切な指導・支援、特別支援学級等における指導の充実に努めます。

さらに、さいたま市学校教育ビジョンと、およそ高等学校修了から24歳までの時期を対象とした、さいたま市青少年教育ビジョンとのつながりも重視しています。

社会教育の基本的な考え

(1) 社会教育の基本的な考え

社会教育は、学校の教育課程として行われる教育活動を除いた、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動です。公民館や図書館での学習活動、子育てをする親に対する家庭教育学級、文化・芸術・スポーツ及びレクリエーションの活動など、個人の学習の成果を地域や社会に活かすために行われる活動で、その役割はますます重視されています。

こうしたことから、教育基本法の第12条に、社会教育が国や地方公共団体により、奨励・振興されるべきことについて、引き続き規定されています。

すべての市民は、一人の人間としてかけがえのない存在であり、自立した存在として生涯にわたって成長を続けるとともに、その価値が尊重されなければなりません。個性を尊重しつつ、能力を伸ばすことは、教育の大切な使命であり、併せて社会の一員として生きる基盤を育てることにつながります。一人ひとりが学ぶことの楽しさを知り、教養と専門性や学ぶ意欲を身に付け、生涯にわたって自ら学び、自らの能力を高め、自己実現を目指そうとする意欲、態度や自発的精神を育成する必要があります。

社会教育に関する今日的課題

(2) 社会教育に関する今日的課題

近年、社会情勢が変化する中で、人が将来の夢や目標をもちにくくなったり、規範意識や道徳心、自律心の低下による犯罪や非行、ひきこもり、ニートなどの深刻な社会問題が発生したりするようになってきています。

こうしたことを受け、一人ひとりが生涯にわたって学び続け、自己の長所や適性を再発見し、生きがいややりがいを感じることでできる学習の場や機会を提供することや、様々な学習情報の提供など、学習への支援が必要です。

また社会教育は、単に個人の趣味や教養を充足させるだけのものにとどまるのではなく、新しい公共の形成を目指し、「国民や地域住民として必ず対処することが必要な課題についての学習」や、「地域の課題解決活動」に係る分野などに特に重点を置く必要があります。地域活動や学習活動を行う団体への支援を始め、活動を継続していくための人材育成や活用への仕組みづくりなど、地域住民の参画を促進しつつ、効果的に推進することが望まれます。

さいたま市の取組

(3) 今日的課題を解決するための、さいたま市の取組

さいたま市では、生涯をとおしての教育を、家庭教育・学校教育・社会教育に大別しました。このうち社会教育については、人が年齢や経験を積み重ねるに連れて、かわりが次第に強くなっていきます。

第1章で示したとおり、さいたま市では、およそ小学校就学前の幼児教育から高等学校教育までについては、「さいたま市学校教育ビジョン」で学校教育の方向性を

示し、およそ高等学校修了から24歳までの時期については、新たに「さいたま市青少年教育ビジョン」を策定し、青少年教育の方向性を示しました。

青少年教育以降の成人の教育に関しては、生涯にわたる学習の中で、社会教育が果たす役割がますます重要であることから、市民に対し、市が取り組む社会教育に関する施策や事業を紹介し、さいたま市の社会教育の方向を示しました。

具体的には、「だれもが、いつでも学べる学習環境の創造」を目指し、公民館、図書館、博物館、コミュニティセンター、体育館などの様々な学習の場において、だれもが気軽に利用できるような環境や機能を整備します。併せて、「市民一人ひとりへの学習支援サービスの充実」を目指し、様々な講座の提供や団体・サークルへの支援、学習情報の提供に努めていくとともに、新しい時代に対応した活力ある社会を形成していくために、学習者同士のつながりや仲間づくり、地域づくりなどを進めます。

また、「家庭・地域の教育力の向上」を目指し、子どもの望ましい育成のために親自身が学び育つための学習の場や情報を提供するとともに、学校・家庭・地域が連携して、地域の教育力を向上させ、それを活かしていくための取組を推進します。

さらに、市民がスポーツやレクリエーション活動に親しみ、生き生きと、健康な心身で毎日を過ごせるよう、一市民一スポーツを目指し、体育館や武道館などの社会体育施設の利用促進を図るほか、学校体育施設の開放により活動機会の拡充などを図ります。

さいたま市は、すべての市民が、障害の有無、年齢などにかかわらず、学習施設、学習機会、学習情報などを利用できるよう、市民、団体、学校、地域、民間教育事業者などと連携しつつ、さいたま市の学習環境全体のユニバーサルデザイン化に取り組めます。

このように、さいたま市の社会教育は、一人ひとりの市民が、いつでも、どこでも学び、選び、その能力や努力を活かすことができるような教育活動を推進することにより、個人の生涯にわたる生きがいや心の豊かさを醸成し、社会の発展に資することを目指します。

第 3 章

3つのビジョンと、ニーズに応じた様々な学習機会の
提供と学習成果の活用について
(ライフステージ別でとらえた教育)



第3章 3つのビジョンと、ニーズに応じた様々な学習機会の提供と学習成果の活用について（ライフステージ別でとらえた教育）

1 さいたま市幼児教育ビジョン 〈ステージ1〉

(1) さいたま市幼児教育ビジョン策定の背景と趣旨

三つ子の魂

「三つ子の魂百まで」という諺の^{ことわざ}とおり、幼児期は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期です。

社会環境の変化

ところが、現代社会では、都市化・核家族化・少子化等が急速に進展し、子どもを取り巻く環境は大きく変化してきています。

室内遊びや独り遊びの増加により、広場や公園で子どもたち同士が触れ合う機会は、著しく減少してきています。また、育児についての不安をかかえる保護者も増加してきているなど、子どもの成育に関して、様々な問題が生じてきています。

保護者・市民の 願い

子どもは、かけがえのない宝です。目を輝かせ、夢中になって遊んでいる子ども。さいたま市のすべての子どもを、心身ともに健やかに育てること、自ら学び自ら考える力を身に付けた、明日を担う人材を育成することは、保護者を始め市民の共通の願いであり、すべての大人に課せられた責務とも言えます。

国の動向

国では、現在及び将来の我が国の教育をめぐる諸情勢の変化にかんがみ、改めて教育の基本を確立し、その振興を図るため、教育基本法を平成18年12月に施行しました。また、幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期であり、「生きる力の基礎」や「望ましい未来をつくり出す力の基礎」をはぐくむという幼稚園教育要領や保育所保育指針の理念を実現するため、幼稚園教育要領や保育所保育指針を改訂するとともに、教育施策を総合的・計画的に推進するための「教育振興基本計画」を、平成20年7月に策定しました。

策定の趣旨

このような背景から、さいたま市教育委員会では、本市が今後10年間を通じて目指すべき幼児教育の方向性を明確にし、教育行政を計画的に推進するために、小学校就学前までの幼児を対象とした、さいたま市幼児教育ビジョンを策定しました。

目指す幼児像

さいたま市幼児教育ビジョンでは、目指す幼児像を「ゆめをもち、未来を切り拓く、さいたま市の子ども」としました。具体的には、これからの子どもに培いたい

力として、いつの時代であっても大切であるとされている「知」「徳」「体」に加え、豊かな人間関係をつくる上で、特に重視したい力である「コミュニケーション」（豊かなかかわり合い）を位置付けました。

幼児教育ビジョンの基本理念

さいたま市幼児教育ビジョンは、「幼稚園・保育所等」・家庭・地域・行政が連携・協力して、子どもたちに心身（「知」・「徳」・「体」・「コミュニケーション」）の調和のとれた発達の基礎を培うことを基本理念として、本市の幼児教育の長期的な方向性を示しています。

知（探究心）

「知」では、幼児が周囲の環境とのかかわりから、好奇心を抱き、自分なりの考えをもととする過程を大切にすることで、「なぜだろう」「やってみよう」と行動できる子どもに育てることを目指します。そのためには、子どもが数量や文字、動植物や自然など、身の回りの物事との触れ合いをとおして、興味・関心を高め、喜びを味わうことができるようにします。

徳（豊かな心）

「徳」では、順番を守る、自分勝手な言動を慎むなどの、ごく初期の社会生活のルールや、思いやり・感動する心などをはぐくむことを目指します。「ありがとう」「ごめんなさい」などの感謝の気持ちは、保護者や周囲の大人や友だち、自然や動植物などの身の回りの物事とのかかわりからはぐくまれます。こうしたかかわりの機会を、数多くつくります。

体（健やかな体）

「体」では、健やかな心と体をつくることを目指します。心と体の健康は、大人や他の幼児との温かい触れ合いの中で、はぐくまれていきます。自然の中で、伸び伸びと体を動かしたり、他の人と和やかに接したりする機会を、積極的につくります。また、周囲の人とかかわり合う機会を多くつくり、危険を回避し、安全に配慮しようとする心を育てます。

コミュニケーション（豊かなかかわり合い）

「コミュニケーション」では、特に言語を十分に習得できていない幼児期の前半に、身近な人と互いに親しみをもって接し、自分の感情や意思を身振りや手振りも交えて伝えることをとおして、豊かなかかわり合いがもてることを目指します。日常のあいさつや遊びの機会をとおして、こうした豊かなかかわり合いを大切にします。

学校教育ビジョンとのつながり

このようにして、さいたま市幼児教育ビジョンで培った「知」「徳」「体」「コミュニケーション」の力を、学校教育のステージでも伸ばすよう、さいたま市幼児教育ビジョンは、さいたま市学校教育ビジョンとつながっています。

(2) さいたま市幼児教育ビジョンの構成と展望

目指す幼児像を
実現するための
「4つの目標と
8つの方針」

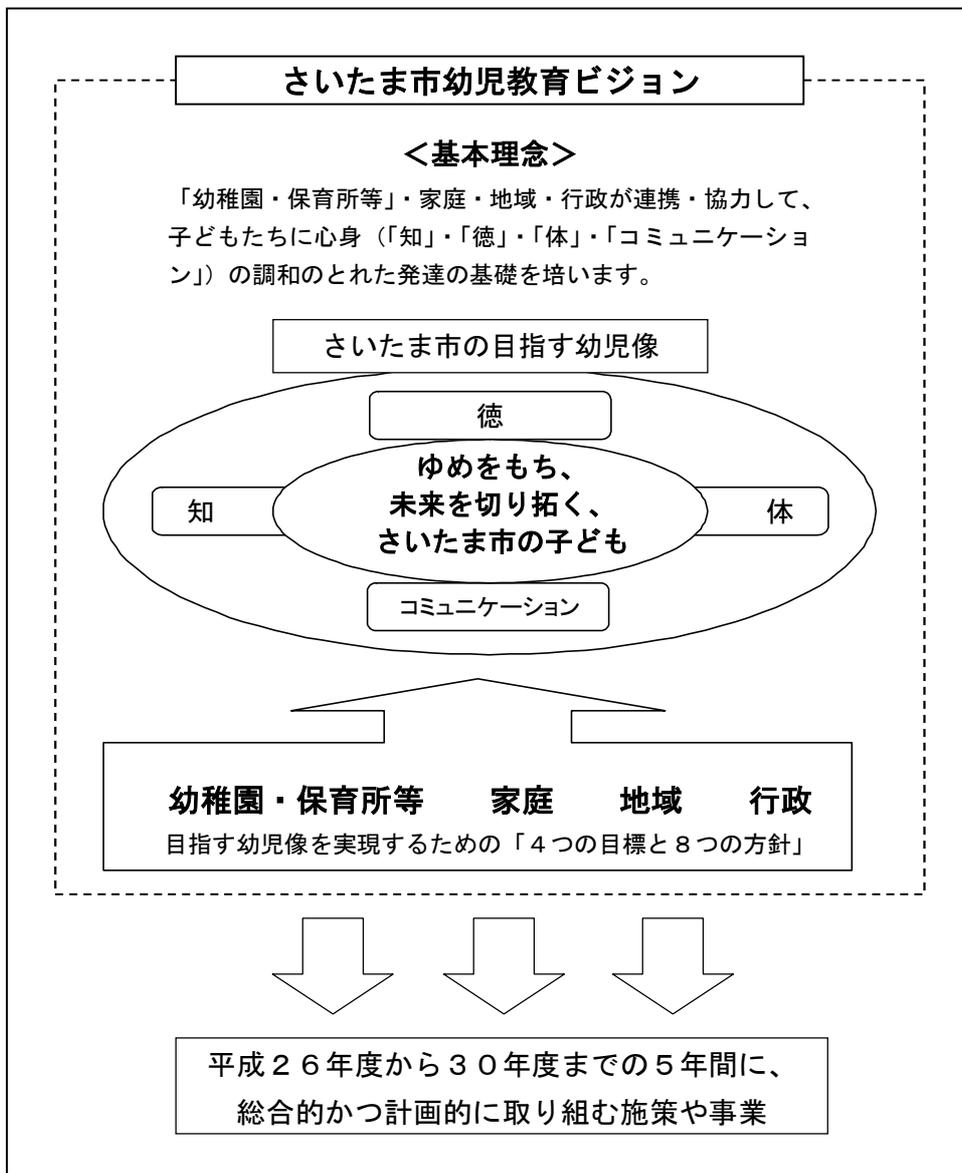
さいたま市幼児教育ビジョンでは、さいたま市の目指す幼児像を「ゆめをもち、未来を切り拓く、さいたま市の子ども」としました。

この幼児像を実現するためには、子どもを取り巻く、「幼稚園・保育所等」・家庭・地域・行政が、それぞれの立場で子どもをはぐくむことが大切です。

そこで、「幼稚園・保育所等」・家庭・地域・行政それぞれに目標を設定し、さらにその目標を達成するための方針を「4つの目標と8つの方針」として示し、取組の方向性を明確にしました。

今後の展望

「平成26年度から30年度までの5年間に、総合的かつ計画的に取り組む施策や事業」の実施により、さいたま市幼児教育ビジョンを具体化していきます。



さいたま市の目指す幼児像



徳（豊かな心）

思いやりの心、感動する心を持ちます

- 最後まで、あきらめずにがんばります
- 「ありがとう」「ごめんなさい」の気持ちを大切にします
- 生活や遊びをとおして、社会のルールの大切さを知ります
- 自然と触れあい、美しさ・不思議さから豊かな感性を身に付けます

ゆめをもち、未来を切り拓く、さいたま市の子ども

- ゆめや希望をもてる子ども
- 願いや思いを、素直に言える子ども
- 自分の考えをもてる子ども

体（健やかな体）

健康な心と体をつくります

- 健康で安全な生活に必要な習慣を身に付けます
- 体をたくさん動かして遊びます
- 食べることの大切さがわかり、楽しく食べます
- 命の大切さを感じて、自分や周りの人を大切にします

知（探究心）

「なぜだろう」「やってみよう」と行動します

- 生活や遊びの中で、身の回りの出来事に関心を持ちます
- 会話や体験をとおして、豊かな言葉を身に付けます
- 自分でよく考えて行動します

コミュニケーション（豊かなかかわり合い）

人のかかわりをとおして、人への愛情・信頼感を持ちます

- あいさつや返事をすすんでします
- 友だちと仲良く遊びます
- 人の話をよく聞きます
- いろいろな国や人への関心を持ちます

幼稚園・保育所等

家庭

地域

行政

「幼稚園・保育所等」・家庭・地域・行政が連携・協力して、子ども達に心身の調和のとれた発達の基礎を培います

さいたま市の目指す幼児像は、「ゆめをもち、未来を切り拓く、さいたま市の子ども」です。一人ひとりの子どもに、「幼稚園・保育所等」・家庭・地域・行政が連携・協力して、心身（知・徳・体・コミュニケーション）の調和のとれた子どもをはぐくみます。

なお、さいたま市幼児教育ビジョンにおける幼児像は、およそ小学校就学前までの時期を対象としています。

さいたま市の目指す幼児像を実現するための「4つの目標と8つの方針」

幼稚園・保育所等

<目標>

幼稚園・保育所等は、豊かな体験活動をとおして、子どもに生きる力の基礎をはぐくみます

【方針】

- 幼児の主体的な活動をとおして、心身の調和がとれた発達を促します
- 一人ひとりの子どものよさを生かして、豊かな人間性の基礎を培います



家庭

<目標>

家庭は、子どもが愛されていると実感できることを大切にします

【方針】

- 抱きしめたり褒めたり、愛情をもって接し、人への信頼感をはぐくみ、良いことと、してはいけないことを理解できるようにします
- 起床・着替え・食事・睡眠などの基本的生活習慣が身に付くようにします



地域

<目標>

地域は、連携して子どもの成長を支えます

【方針】

- 地域における社会資源を効果的に活用し、子どもの成長を支えます
- 地域全体で役割を担い、相互に連携・協力しながら、子どもの成長を助けます



行政

<目標>

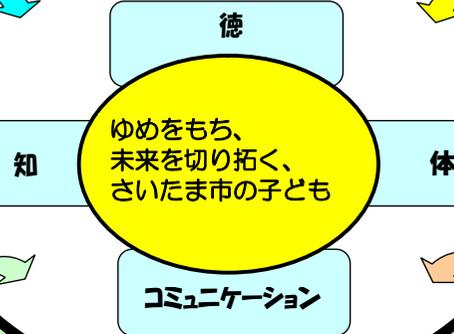
行政は、すべての子どもと家庭を支援します

【方針】

- 親が子育てに自信をもち、子どもが心身ともに健やかに育つよう、市民ニーズに応じた様々なサービスを提供します
- 子どもが本来持っている、自ら育とうとする力を伸ばせるよう、子どもの成長に適した環境づくりを行います



さいたま市の目指す幼児像



さいたま市の目指す幼児像、「ゆめをもち、未来を切り拓く、さいたま市の子ども」を実現するためには、子どもを取り巻く、「幼稚園・保育所等」・家庭・地域・行政が、それぞれの立場で子どもをはぐくむことが大切です。そこで、「幼稚園・保育所等」・家庭・地域・行政それぞれに目標を設定し、さらにその目標を達成するための方針を示しました。「4つの目標と8つの方針」をもとに、取組の方向性を明確にしました。

このうち、家庭と地域の方針については、行政が支援を行い、ともに子どもをはぐくんでいこうとするものです。

2

さいたま市学校教育ビジョン 〈ステージ2〉

(1) さいたま市学校教育ビジョン策定の背景と趣旨

かけがえのない
宝

子どもは、かけがえのない宝です。目を輝かせ、夢中になって学習する子ども。こうした子どもに、さいたま市におけるすべての子どもがなることは、大きな喜びです。

社会環境の変化

今日、都市化・核家族化・少子化等が進む社会の中で、子どもを取り巻く環境は大きく変化してきています。

その結果、規範意識や公共心の低下による問題行動の増加、人と人とのかかわりの希薄化による人間関係をつくる能力や自己表現力の低下、勤労観や職業観の未熟さによる社会的自立の遅れなどの様々な問題が生じてきています。

保護者・市民の
願い

このような社会において、自ら学び自ら考える力を身に付けた、心身ともに健やかな子どもをはぐくみ、さいたま市の明日を担う人材を育成することは、保護者を始め市民の共通の願いであり、すべての大人に課せられた責務とも言えます。

国の動向

国では、現在及び将来の我が国の教育をめぐる諸情勢の変化にかんがみ、改めて教育の基本を確立し、その振興を図るため、教育基本法を平成18年12月に施行しました。また、これを受けて、「生きる力」をはぐくむという学習指導要領の理念を実現するため、その具体的な手立てを確立する観点から学習指導要領が改訂され、さらに、教育施策を総合的・計画的に推進するための「教育振興基本計画」が平成20年7月に示されました。

策定の趣旨

このような背景から、さいたま市教育委員会では、本市が今後10年間を通じて目指すべき学校教育の方向性を明確にし、教育行政を計画的に推進するために、さいたま市学校教育ビジョンを策定しました。

「コミュニケーション」の
大切さ

今、社会で起きている、いじめや不登校などの教育にかかわる様々な問題は、人と人とのかかわりの不足が、要因の一つであるととらえました。そのため、これからの時代を生きていく子どもに、人と人とのかかわりを大切にし、豊かな人間関係をつくる力を培うことが必要であると考えました。

そこで、これからの子どもに培いたい力として、いつの時代であっても大切であるとされている「知」「徳」「体」に加え、豊かな人間関係をつくる上で、特に重視したい力である「コミュニケーション」を位置付けました。

学校教育ビジョンの基本理念

さいたま市学校教育ビジョンは、学校・家庭・地域・行政が連携・協力して、「知」「徳」「体」「コミュニケーション」のバランスのとれた子どもをはぐくむことを基本理念として、本市の学校教育の長期的な方向性を示しています。

さいたま市の目指す子ども像

これまでさいたま市では、「一人ひとりが生き生きと輝く個性を育む」を教育・文化・スポーツの分野に関する施策展開の方向として掲げ、市民の自己実現を図ってきました。これを受けて学校教育ビジョンでは、「知」「徳」「体」「コミュニケーション」をバランスよく身に付け、自己実現に向けてひた向きに努力する、さいたま市の目指す子ども像を、「ゆめをもち、未来を切り拓く、さいたま市の子ども」と新たに示しました。

具体的には、次のような子どもです

- 将来なりたい職業を見つけられる子ども
- 自分の言動に責任をもてる子ども
- クリティカル・シンキング^{*}のできる子ども

幼児教育ビジョン・青少年教育ビジョンとのつながり

この子ども像を実現するためには、およそ小学校就学前までの幼児教育との縦の接続が大切であることから、さいたま市学校教育ビジョンは、さいたま市幼児教育ビジョンとつながっています。

また、さいたま市学校教育ビジョンで培った「知」「徳」「体」「コミュニケーション」の力を、青少年教育のステージでも発揮するよう、さいたま市青少年教育ビジョンともつながっています。

***クリティカル・シンキング**…自分の頭をとおしてものを言う、一度は疑ってみる、自分の体験と照らして追求する思考法
(文部科学省:「言語力育成協力者会議」の資料から)

(2) さいたま市学校教育ビジョンの構成と展望

目指す子ども像を実現するための「4つの目標と8つの方針」

さいたま市学校教育ビジョンでは、さいたま市の目指す子ども像を「ゆめをもち、未来を切り拓く、さいたま市の子ども」としました。

この子ども像を実現するためには、子どもを取り巻く、学校・家庭・地域・行政が、それぞれの立場で子どもをはぐくむことが大切です。そこで、学校・家庭・地域・行政それぞれに目標を設定し、さらにその目標を達成するための方針を示しました。「4つの目標と8つの方針」をもとに、取組の方向性を明確にしました。

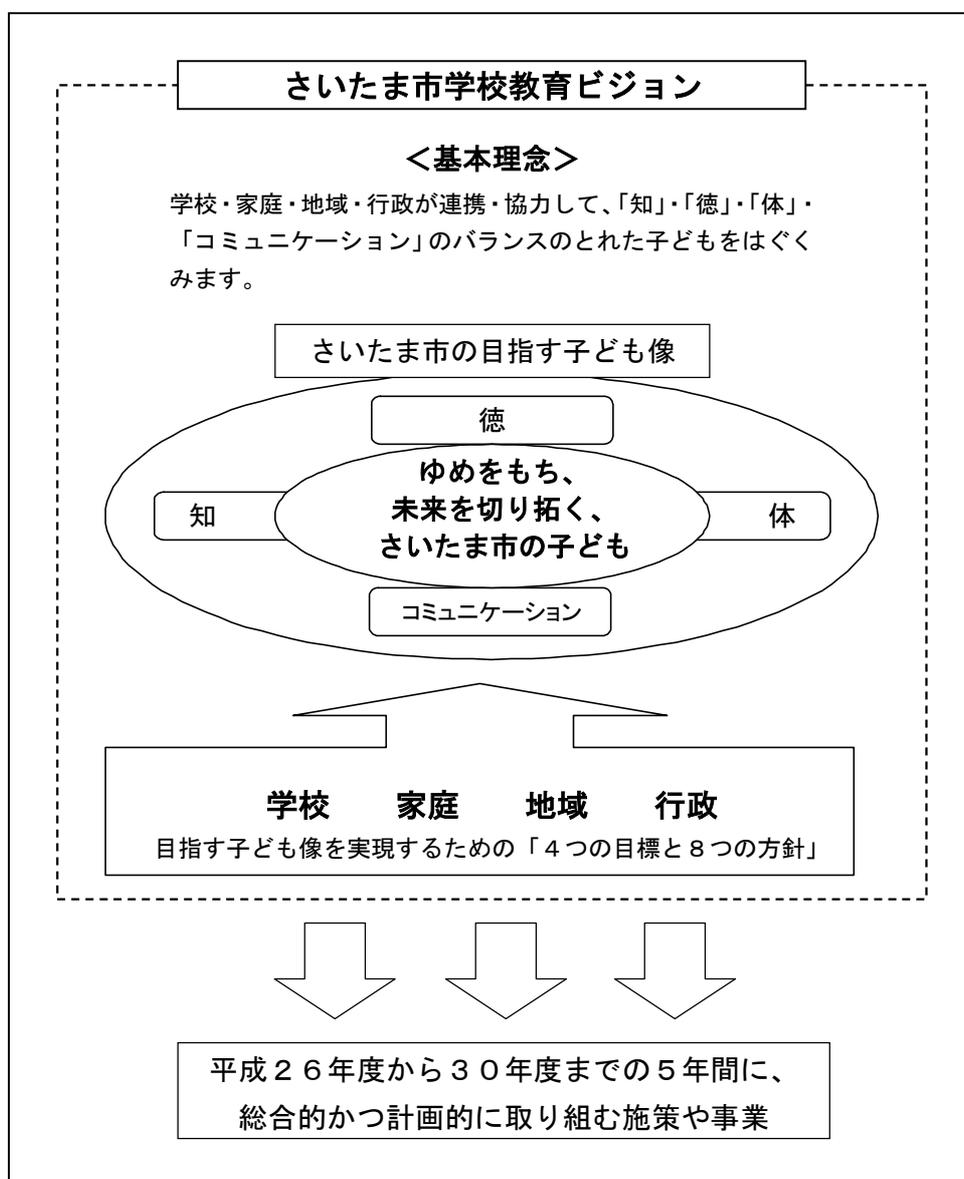
3つのプラン

さいたま市学校教育ビジョンは、本市が推進してきた「潤いのある教育」を継承し発展させたものです。「潤いのある教育」に位置付けられた、「学びの向上さいたまプラン」、「子ども輝きプラン」（旧 子ども潤いプラン）、「子どものための体力向上サポートプラン」の各プランをさらに充実させ、学校教育ビジョンを展開していきます。

また、この3つのプランに位置付けられた様々な施策を整理・体系化し、さいたま市学校教育ビジョンの「4つの目標と8つの方針」との関係を明確にしました。

今後の展望

「平成26年度から30年度までの5年間に、総合的かつ計画的に取り組む施策や事業」の実施により、さいたま市学校教育ビジョンを具体化していきます。



さいたま市の目指す子ども像



徳（豊かな心） 自他を尊重する心、正義を愛する心、感動する心をみがきます

- 自分の目標をもち、着実にやり抜く強い意志をもちます
- 他者を思いやる心をもち、感謝の気持ちを大切にします
- 社会のきまりを守り、礼儀や約束を大切にします
- 自然を愛し、美しいものに感動する心をもちます

知（確かな学力） 「わかった できた もっと知りたい」と、目を輝かせて学習します

- 読み書き計算などの基礎学力を身に付けます
- 自分の考えをもち、自分の言葉で正しく表現する力を身に付けます
- 自ら学び自ら考え判断する力を身に付けます
- 自立と社会参加に必要な力を身に付けます

ゆめをもち、未来を切り拓く、さいたま市の子ども

- 将来になりたい職業を見つげられる子ども
- 自分の言動に責任をもてる子ども
- クリティカル・シンキングのできる子ども

(*) クリティカル・シンキング
自分の頭とおしてものを言う、一度は疑ってみる、自分の体験と照らして追求する思考法（文部科学省の資料から）

体（健やかな体） 自ら進んで健康について考え、たくましい体をつくります

- 基本的な生活習慣を身に付け、規則正しい生活をします
- 走る・跳ぶ・投げるの基本的な動きを身に付け、進んで運動します
- 食生活の大切さを理解し、栄養バランスの取れた食事をとります
- 自他の生命の大切さを理解し、健康で安全な生活を送ります

コミュニケーション（豊かなかかわり合い） 人と人とのかかわりを大切にし、豊かな人間関係をつくります

- あいさつや返事を、しっかりします
- 分け隔てなく、誰とでも話をします
- 他者の意見に耳を傾け、尊重します
- 海外の人々との、交流を広げます



学校

家庭

地域

行政

学校・家庭・地域・行政が連携・協力して、「知」「徳」「体」「コミュニケーション」のバランスのとれた子どもをはぐくみます

さいたま市の目指す子ども像は、「ゆめをもち、未来を切り拓く、さいたま市の子ども」です。一人ひとりの子どもに、「知」「徳」「体」「コミュニケーション」をバランスよく身に付けさせたいと考えています。これらの4つのうち、「知」「徳」「体」の3つは、いつの時代であっても、人として備わってほしい大切なものとされています。

今、社会で起きている、いじめや不登校などの教育にかかわる様々な問題は、人と人とのかかわりの不足が、要因の一つであるととらえました。そこで、これからのさいたま市の子どもに培いたい力として、いつの時代であっても大切であるとされている「知」「徳」「体」に、人と人とのかかわりを大切にし、豊かな人間関係をつくる上で、特に重視したい力である「コミュニケーション」を加えました。

なお、さいたま市学校教育ビジョンにおける子ども像は、およそ小学校就学前の幼児教育から高等学校教育までの時期を対象としています。

さいたま市の目指す子ども像を実現するための「4つの目標と8つの方針」

学校

<目標>学校は、子どもに「生きる力」をはぐくむ教育を提供します

【方針】

- 「知」「徳」「体」「コミュニケーション」のバランスを大切にした教育を実践します
- 一人ひとりの子どものよさを生かし、確かな学力の向上を図ります

※「生きる力」…○基礎・基本を確実に身に付け、いかに社会が変化しようと、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力 ○自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性 ○たくましく生きるための健康や体力など
(文部科学省：平成20年1月17日)



家庭

<目標>家庭は、家族のふれあいを大切にします

【方針】

- 家族のふれあいや学びの機会を増やします
- 子どもに基本的な生活習慣を身に付けさせるようにします



行政

<目標>行政は、教育の質を高める教育施策を推進します

【方針】

- 学校や保護者、地域のニーズと時代の要請をとらえ、未来を見据えた教育施策を推進します
- 学校の教育環境を整備します



地域

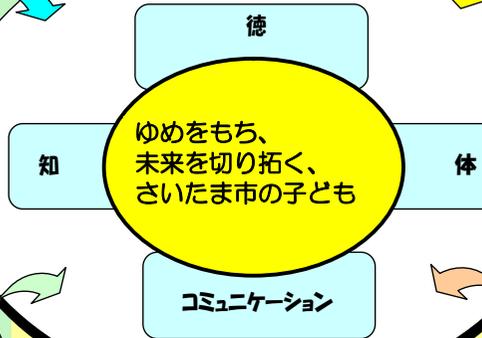
<目標>地域は、協力して子どもの成長を助けま
す

【方針】

- 地域の教育資源や教育力を積極的に生かし、子どもの成長を支えます
- 地域の中の連携・協力関係を深め、地域の教育力を高めていきます



さいたま市の目指す子ども像



学びの向上さいたまプラン

子ども輝きプラン

子どものための体力向上サポートプラン

さいたま市の目指す子ども像、「ゆめをもち、未来を切り拓く、さいたま市の子ども」を実現するためには、子どもを取り巻く、学校・家庭・地域・行政が、それぞれの立場で子どもをはぐくむことが大切です。そこで、学校・家庭・地域・行政それぞれに目標を設定し、さらにその目標を達成するための方針を示しました。「4つの目標と8つの方針」をもとに、取組の方向性を明確にしました。
このうち、家庭と地域の方針については、行政が支援を行い、ともに子どもをはぐくんでいこうとするものです。

(1) さいたま市青少年教育ビジョン策定の背景と趣旨

「少年よ、大志を抱け」

「少年よ、大志を抱け」。これは、ウィリアム・スミス・クラーク博士の有名な言葉です。さいたま市の青少年にも、「希望をもって今を充実して生きること」、また「将来に向かって、試行錯誤の過程を経つつも、自立した大人へと成長していくこと」が求められています。

青少年期

次代を担う青少年が自立した存在として育つためには、青少年期を大人への準備期間として、将来の夢や希望を抱いて自己の可能性を伸展させる時期、自らの人生をどう設計していくのかについて考える時期として位置付けられます。

また、この時期を青少年の立場から見ると、子ども期から脱した青少年が大人へと成長していく移行期であり、自分らしさを確立するために模索する時期です。また、自分らしさを確立するため、徐々に広い世界へと目を向け、足を踏み出していく時期であり、心身共に揺れ動くために、様々な悩みを抱える時期でもあります。

社会環境と青少年をめぐる変化

近年、少子化・高齢化・グローバル化・情報化などが想像を超えるスピードで進み、その結果、価値観やライフスタイルの多様化など、社会は急速にその姿を変えています。このような中であって、スポーツ分野で国際的な活躍を見せたり、自己の意思を大切にし、希望の実現を目指して起業したりするなど、様々な分野で青少年の活躍する場が広がり、青少年の社会参加の意識が高まっています。

しかし、一方で、青少年による犯罪や非行、不登校、ひきこもり、ニートなど、深刻な社会問題が発生しています。

相互の連携

青少年は、このような社会で育ち、来るべき新しい社会をつくる存在であることから、急激な変化に対応できるよう、多様な能力・資質を備える必要があります。特に、個人として確立しつつも、変化の激しい社会の一員として、その形成に積極的に参画していくことが求められます。

このためには、「学校・企業」・家庭・地域・行政のそれぞれが、時代の要請に対応しながら相互に密接に連携して、青少年の健全育成に取り組む必要があります。

策定の趣旨

幼児教育、学校教育で培われてきた「知」「徳」「体」「コミュニケーション」を、さらに深化・統合したり、学んだことの実践化を図ったりして、青少年が自らの人生を選択し、その責任を引き受けるなど「社会的自立」を図るため、およそ高等学校教育修了から24歳までの時期を対象とした、さいたま市青少年教育ビジョンを

策定しました。この24歳については、「さいたま 子ども・青少年希望プラン」の対象範囲が、24歳までを基本としていることによるものです。

青少年教育ビジョンの基本理念

さいたま市青少年教育ビジョンは、「学校・企業」・家庭・地域・行政が連携・協力して、「知」「徳」「体」「コミュニケーション」がバランスよく身に付いた青少年をはぐくむことを基本理念として、本市の青少年教育の長期的な方向性を示しています。

目指す青少年像

さいたま市青少年教育ビジョンでは、目指す青少年像を「生き生きと輝き、希望を実現するさいたま市の青少年」としました。具体的には、次のような青少年です。

- 自立した社会性のある青少年
- 社会の一員として、社会に貢献できる青少年
- 日本の伝統・文化を基盤として国際社会を生きる青少年
- クリティカル・シンキングのできる青少年

学校教育ビジョンとのつながり

この青少年像を実現するためには、高等学校教育までの学校教育との縦の接続が大切であることから、さいたま市青少年教育ビジョンは、さいたま市学校教育ビジョンとつながっています。

(2) さいたま市青少年教育ビジョンの構成と展望

目指す青少年像を実現するための「4つの目標と8つの方針」

さいたま市青少年教育ビジョンの目指す青少年像、「生き生きと輝き、希望を実現する、さいたま市の青少年」を実現するためには、青少年を取り巻く、「学校・企業」・家庭・地域・行政が、それぞれの立場で青少年をはぐくむことが大切です。そこで、「学校・企業」・家庭・地域・行政それぞれに目標を設定し、さらにその目標を達成するための方針を示しました。「4つの目標と8つの方針」をもとに、取組の方向性を明確にしました。

今後の展望

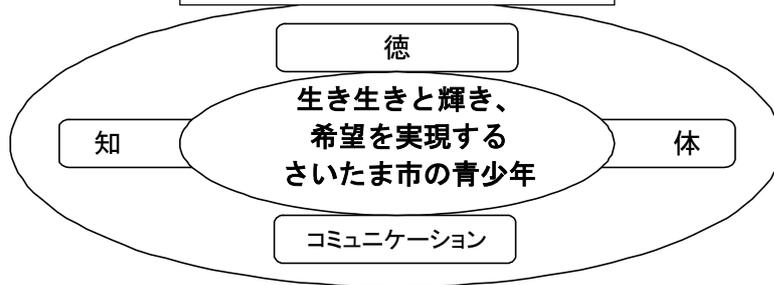
「平成26年度から30年度までの5年間に、総合的かつ計画的に取り組む施策や事業」の実施により、さいたま市青少年教育ビジョンを具体化していきます。

さいたま市青少年教育ビジョン

<基本理念>

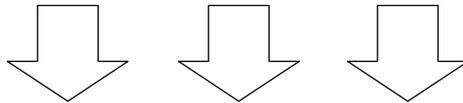
「学校・企業」・家庭・地域・行政が連携・協力して、自己啓発に励む青少年を育成します。

さいたま市の目指す青少年像



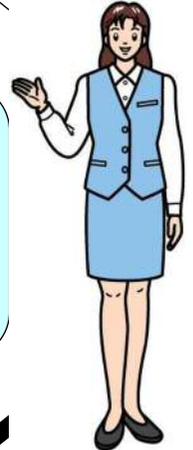
学校・企業 家庭 地域 行政

目指す青少年像を実現するための「4つの目標と8つの方針」



平成26年度から30年度までの5年間に、
総合的かつ計画的に取り組む施策や事業

さいたま市の目指す青少年像



徳(豊かな人間性)

個人を尊重し、社会の一員としての義務や責任を果たします

- お互いの人格を尊重し、自分の言動に責任をもちます
- 自らの目標に挑戦する意志をもちます
- 公共心や規範意識を身に付けます
- 美しいものに感動する心をもちます

知(確かな判断力)

高度な知識や素養を身に付け、適切に判断します

- 学んだことをもとに自分の考えをもち、社会的な判断をします
- 将来に展望をもちます
- 自立と社会への参画のために必要な知識や技能を身に付けます
- 伝統を継承し、新たな文化を創造します

生き生きと輝き、希望を実現する、さいたま市の青少年

- 自立した社会性のある青少年
- 社会の一員として、社会に貢献できる青少年
- 日本の伝統・文化を基盤として国際社会を生きる青少年
- クリティカル・シンキングのできる青少年

体(健全な体)

心身ともに、健康な体をつくります

- 希望を実現するために必要な体力と健全な精神を身に付けます
- 毎日を意欲的に生活します
- 自分にとっての健康を考え、体力作りに努めます

コミュニケーション(創造的なかわり合い)

公と個のバランスを考えて社会的に生きます

- 人との交流や活動を通じて豊かなネットワークを築きます
- 社会との関係において自分を生かし、社会に貢献します
- 郷土と我が国を愛するとともに、他国を尊重します
- 国際社会の平和と発展に寄与します

学校・企業

家庭

地域

行政

「学校・企業」・家庭・地域・行政が連携して、自己啓発に励む青少年を育成します

さいたま市の目指す青少年像は、「生き生きと輝き、希望を実現する、さいたま市の青少年」です。一人ひとりの青少年に、「知」「徳」「体」「コミュニケーション」をバランスよく身に付けさせたいと考えています。

なお、さいたま市青少年教育ビジョンにおける青少年像は、およそ高等学校教育修了から24歳までの時期を対象としています。

さいたま市の目指す青少年像を実現するための「4つの目標と8つの方針」

学校・企業

<目標>学校や企業は、青少年に生きる力と働く喜びをはぐくみます

【方針】

- 「知」「徳」「体」「コミュニケーション」のバランスを大切にした人材の育成を図ります
- 学校と企業が連携し、キャリア教育を推進します

※ キャリア教育…望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識や技能を身に付けさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育であり、児童生徒一人一人のキャリア発達を支援し、それぞれにふさわしいキャリアを形成していくために必要な意欲・態度や能力を育てる教育。

家庭

<目標>家庭は、青少年の成長と希望の実現を支援します

【方針】

- 家庭でのコミュニケーションの機会を増やします
- 自立性や社会性を身に付けさせます



行政

<目標>行政は、青少年の自立を支援する環境づくりを推進します

【方針】

- 青少年の居場所づくりを推進します
- 関係機関のネットワークの構築を図ります

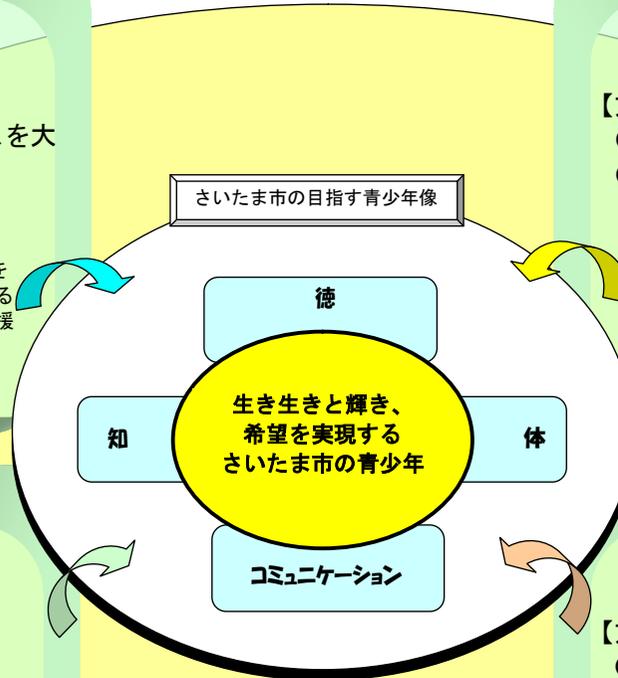
※ 青少年の居場所…地域での活動の場や機会、フリースペースなど、青少年が、家庭や学校以外の場所でも、同世代の青少年や異年齢の人々と交流し、自主性や協調性を育てていくことができるような、安心して活動できる場や機会。

地域

<目標>地域は、活動の場や機会を提供し、青少年の成長を助けます

【方針】

- 社会の一員としての意識を高めます
- 地域づくりの担い手をはぐくみます



さいたま市の目指す青少年像、「生き生きと輝き、希望を実現する、さいたま市の青少年」を実現するためには、青少年を取り巻く、「学校・企業」・家庭・地域・行政が、それぞれの立場で子どもをはぐくむことが大切です。そこで、「学校・企業」・家庭・地域・行政それぞれに目標を設定し、さらにその目標を達成するための方針を示しました。「4つの目標と8つの方針」をもとに、取組の方向性を明確にしました。

このうち、家庭と地域の方針については、行政が支援を行い、ともに青少年をはぐくんでいこうとするものです。

一人ひとりのニ
ーズに応じた
様々な学習機会
の提供と学習成
果の活用

人がおよそ24歳を過ぎてからは、一人の人間として自立するために、それまで身に付けてきた経験や能力を、継承・発展させていくことが大切です。

だれもが生涯にわたって学び、楽しみ、その成果を活かして社会貢献や新たな挑戦のできる仕組みづくりを、社会全体で進める必要があることから、さいたま市は、一人ひとりのニーズに応じた様々な学習機会の提供と学習成果の活用を、次のように推進します。

学習環境の創造

(1) だれもが、いつでも学べる学習環境の創造

さいたま市には、公民館、図書館、博物館などの社会教育施設を中心にコミュニティセンター、体育館など、様々な学習の場が充実しています。

これらの施設は、だれもが気軽に利用することができるよう、学習する環境や機能を整える必要があります。

さいたま市では、だれもが、学びたいときに学べるようにするため、学習環境全体をユニバーサルデザインの考え方に基づいて整備します。

- ① ユニバーサルデザインによる環境づくりや交流の場の充実
 - 学習環境のユニバーサルデザイン化と既存施設のバリアフリー化
 - 交流の場の拡充
- ② 社会教育施設の充実
 - 公民館施設の充実
 - 図書館施設の充実
 - 博物館、美術館、その他社会教育施設の充実
- ③ 利用者によるサービス評価の導入
 - きめ細かな評価情報の収集・公開
 - 評価情報を活用する仕組みづくり

学習支援サービスの充実

(2) 市民一人ひとりへの学習支援サービスの充実

さいたま市では、公民館、図書館、博物館などの施設を中心に、様々な学習機会の提供や、団体・サークル活動の支援など、市民の多様な学習活動の充実に努めています。

また、生涯学習情報システム、学習情報誌「まなベル」、公民館報の発行などを通じて、講座やイベントなどの学習情報を提供しています。

市民ニーズが多様化・高度化する中で、市民一人ひとりができるだけ自分に合った学習方法や場を選べるよう、学習相談の充実を図るとともに、多様な学習情報や学習機会を提供します。

- ① 多様な学習機会の提供
 - ニーズに応じた学習機会の充実
 - 学習プログラムの精選・充実
 - 情報通信技術の活用
- ② 現代的課題への対応
 - 社会教育施設での現代的課題の学習機会の充実
 - 現代的課題に取り組む学習活動への支援
- ③ 人権教育の推進
 - 人権問題を学習するための機会の拡充
 - 人権教育情報の提供
 - 人権教育のための人材の育成
- ④ 文化財の活用・伝統文化の継承
 - 文化財の保護と活用
 - 伝統文化の保存継承及び市民参加への活動支援

学習成果や人材の活用促進

(3) 学習成果や人材の活用促進

少子高齢化や高度情報化社会の到来など、新しい時代に対応した活力ある学習社会を形成するには、市民がその知識や経験、学習成果などを自ら活かせるようにする必要があります。

さいたま市では、活動発表の機会などの整備を進めるとともに、今後、さらに人材活用の仕組みについて構築を進めます。

また、学習者同士がつながり、学びを広げ、仲間を作りながら、地域づくり、まちづくりに活かしていけるよう、団体学習活動への支援、地域社会での学習などを推進します。

- ① 学習成果や人材活用の仕組みの整備
 - 学習成果の発表機会の拡充
 - 学校や地域での学習成果の活用促進
 - 生涯学習人材バンクの整備
- ② 団体学習活動及び自主的な活動の支援
 - 市民との協働による事業の推進
 - 障害のある人及び援助団体への支援
 - ボランティア活動の支援
- ③ 地域社会の中での相互学習の促進
 - 参加型・体験型の学習手法の拡充
 - 児童や青少年の体験活動・世代間交流の機会の拡大
- ④ 学習活動を支援する専門的職員の充実
 - 社会教育専門職員の養成
 - 学習課題の明確化と指導力の向上

家庭・地域の 教育力の向上

(4) 家庭・地域の教育力の向上

家庭教育とは、子どもが、社会の中で生活していく上での必要な習慣を身に付け、自立し、心身の調和のとれた発達をしていくために必要なものを家庭で教えることであり、すべての教育の出発点です。

そこで、子どもの望ましい育成のために、親自身も学び育つための学習の場や、子育てに関する様々な情報を提供するなど、親に対する支援を行います。

また、学校・家庭・地域が持つ教育的機能を十分に発揮することができるよう、三者が緊密に連携し、家庭や地域の教育力の向上を図り、社会全体で子どもの「生きる力」をはぐくむ環境づくりに努めます。

- ① 家庭の教育力の向上
 - 家庭教育の推進
 - 家庭教育のための学習情報の提供・人材育成
- ② 地域の教育力の向上
 - 地域の組織による家庭教育の充実
 - 放課後や週末等の子どもの居場所づくり
 - 地域社会の担い手づくりのための学習の機会の提供
- ③ 学校・家庭・地域が連携するための仕組みづくり
 - 学校・家庭・地域の連携の推進
 - 企業等との連携・協力の拡大

(5) スポーツの振興

スポーツは、体力の向上、生活習慣病の予防、精神的な充足感の獲得、青少年の健全な育成等に資するもので、健やかで心豊かな生活を営む上で極めて重要なものです。

「だれもが、いつでも、どこでも、いつまでも」スポーツに関わることができる機会を増やすとともに、市民、スポーツ関連団体、事業者、行政など各主体が連携を強化することにより、スポーツ振興を推進します。

① 生涯スポーツの振興

- スポーツを通じた地域コミュニティの形成・醸成
- スポーツイベントや各種教室の開催
- 指導者の育成
- 情報発信の充実

② スポーツ・レクリエーション環境の充実

- 多目的広場の整備、学校体育施設の開放等の推進
- スポーツ・レクリエーションに親しむことのできる場や機会の提供
- スポーツ施設の整備・運営の充実

第 4 章

さいたま市が展開する、教育に関する施策や事業の
整理・体系化について



国の計画

国は、平成20年7月に、教育振興基本計画を策定しました。この計画は、教育基本法に示された教育の理念の実現に向けて、今後10年間を通じて目指すべき教育の姿と、今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策を示したものです。

このうち、今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策では、「基本的方向1」から「基本的方向4」までの4つの基本的方向を示しました。

施策・事業の整理・体系化

そこでさいたま市では、国が示した基本的方向等を参考に、さいたま市教育総合ビジョンの基本構想から、さいたま市が展開する、教育に関する様々な施策や事業を、ライフステージに沿って整理・体系化しました。

さいたま市幼児教育ビジョン<ステージ1>では、さいたま市教育総合ビジョンの基本構想から、さいたま市の目指す幼児像を実現するための「4つの目標と8つの方針」、方針に基づく施策や事業までを整理・体系化しました。

さいたま市学校教育ビジョン<ステージ2>と、さいたま市青少年教育ビジョン<ステージ3>でも、さいたま市幼児教育ビジョンと同様に整理・体系化しました。

ニーズに応じた様々な学習機会の提供と学習成果の活用<ステージ4>では、さいたま市教育総合ビジョンの基本構想から、学習機会の提供と学習成果の活用の柱、柱に沿った方針、方針に沿った施策や事業までを整理・体系化しました。

取組の期間

さいたま市では、平成26年度から30年度までの5年間に、様々な施策や事業を総合的かつ計画的に展開するとともに、施策や事業の進行管理を行っていきます。

さいたま市が展開する施策の整理・体系化

4つのライフステージ	各ステージの目標や柱	各ステージの目標や柱に沿った方針	方針に沿った主な施策
<p><基本構想> 一人ひとりが生き生きと輝く個性を育む</p> <p>さいたま市教育総合ビジョン</p>	<p><ステージ1> さいたま市幼児教育ビジョン</p>	<p>幼児の主体的な活動をとおして、心身の調和がとれた発達を促します</p> <p>一人ひとりの子どものよさを生かして、豊かな人間性の基礎を培います</p> <p>抱きしめたり褒めたり愛情をもって接し、人への信頼感をなくみ、良いこととしてはいけないことを理解できるようにします</p> <p>起床・着替え・食事・睡眠などの基本的な生活習慣が身に付くようにします</p> <p>地域における社会資源を効果的に活用し、子どもの成長を支えます</p> <p>地域全体で役割を担い、相互に連携・協力しながら、子どもの成長を助けます</p> <p>親が子育てに自信をもち、子どもが心身ともに健やかに育つよう、市民ニーズに応じた様々なサービスを提供します</p> <p>子どもが本来もっている、自ら育とうとする力を伸ばせるよう、子どもの成長に適した環境づくりを行います</p>	<p>幼稚園教育要領・保育所保育指針への対応</p> <p>他人を思いやる心の育成</p> <p>幼児期における家庭教育の充実と振興</p> <p>望ましい生活習慣の確立</p> <p>地域の人々との交流の促進</p> <p>子育て支援体制の充実</p> <p>子育て支援拠点の整備</p> <p>幼稚園・保育所等・小学校の連携・協力の推進</p>
	<p><ステージ2> さいたま市学校教育ビジョン</p>	<p>「知」「徳」「体」「コミュニケーション」のバランスを大切に教育を実践します</p> <p>一人ひとりの子どものよさを生かし、確かな学力の向上を図ります</p> <p>家族のふれあいや学びの機会を増やします</p> <p>子どもに基本的な生活習慣を身に付けさせるようにします</p> <p>地域の教育資源や教育力を積極的に生かし、子どもの成長を支えます</p> <p>地域の中の連携・協力関係を深め、地域の教育力を高めていきます</p> <p>学校や保護者、地域のニーズと時代の要請をとらえ、未来を見据えた教育施策を推進します</p> <p>学校の教育環境を整備します</p>	<p>豊かななかかわり合いを重視した教育の推進</p> <p>学びの向上さいたまプランの推進</p> <p>家庭との連携を通じた子どもの学びの習慣化</p> <p>コミュニケーション能力の育成</p> <p>自立に向けた力の育成</p> <p>地域との協働による教育の展開</p> <p>魅力ある高等学校づくり</p> <p>学校施設の整備及び教員の資質能力向上</p>
	<p><ステージ3> さいたま市青少年教育ビジョン</p>	<p>「知」「徳」「体」「コミュニケーション」のバランスを大切に人材の育成を図ります</p> <p>学校と企業が連携し、キャリア教育を推進します</p> <p>家庭でのコミュニケーションの機会を増やします</p> <p>自立性や社会性を身に付けさせます</p> <p>社会の一員としての意識を高めます</p> <p>地域づくりの担い手を育みます</p> <p>青少年の居場所づくりを推進します</p> <p>関係機関のネットワークの構築を図ります</p>	<p>グローバル人材の育成</p> <p>キャリア教育の推進</p> <p>健全で安心・安全な地域環境づくりの推進</p> <p>青少年の自主的活動の推進</p> <p>地域活動への参画の推進</p> <p>青少年活動のリーダー養成</p> <p>困難を有する子ども若者への支援</p> <p>子ども・若者育成支援推進法に基づく支援</p>
	<p><ステージ4> ニーズに応じた様々な学習機会の提供と学習成果の活用</p>	<p>ユニバーサルデザインによる環境づくりや、交流の場を充実させます</p> <p>社会教育施設を充実させます</p> <p>多様な学習機会を提供します</p> <p>人権教育を推進します</p> <p>学習成果や人材活用の仕組みを整備します</p> <p>団体学習活動及び自主的な活動を支援します</p> <p>家庭の教育力を向上させます</p> <p>地域の教育力を向上させます</p> <p>生涯スポーツの振興を図ります</p> <p>スポーツ・レクリエーション環境を充実させます</p>	<p>快適で豊かな施設環境の整備</p> <p>市民利用の利便性の向上</p> <p>ニーズに応じた学習機会の充実</p> <p>人権教育に関する施策の推進</p> <p>人材育成・ボランティア養成事業の推進</p> <p>市民との協働による事業の推進</p> <p>家庭教育の支援及び交流の場の提供</p> <p>地域社会の担い手づくりのための学習機会の提供</p> <p>地域コミュニティの形成・醸成</p> <p>スポーツ施設の整備・運営の充実</p>

平成21年度～30年度 さいたま市が今後概ね10年間を通じて目指すべき教育の姿

平成26年度から30年度までの5年間に、総合的かつ計画的に取り組む施策や事業

※事業については、次節に記載

■ **さいたま市の目指す幼児像を実現するための「4つの目標と8つの方針」**
さいたま市幼児教育ビジョン 〈ステージ1〉

幼稚園・保育所等	<p><目標></p> <p>幼稚園や保育所等は、豊かな体験活動をとおして、子どもに生きる力の基礎をはぐくみます</p>
	<p>【方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 幼児の主体的な活動をとおして、心身の調和がとれた発達を促します ○ 一人ひとりの子どものよさを生かして、豊かな人間性の基礎を培います
家庭	<p><目標></p> <p>家庭は、子どもが愛されていると実感できることを大切にします</p>
	<p>【方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 抱きしめたり褒めたり、愛情をもって接し、人への信頼感をはぐくみ、良いことと、してはいけないことを理解できるようにします ○ 起床・着替え・食事・睡眠などの基本的な生活習慣が身に付くようにします
地域	<p><目標></p> <p>地域は、連携して子どもの成長を支えます</p>
	<p>【方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域における社会資源を効果的に活用し、子どもの成長を支えます ○ 地域全体で役割を担い、相互に連携・協力しながら、子どもの成長を助けます
行政	<p><目標></p> <p>行政は、すべての子どもと家庭を支援します</p>
	<p>【方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 親が子育てに自信をもち、子どもが心身ともに健やかに育つよう、市民ニーズに応じた様々なサービスを提供します ○ 子どもが本来もっている、自ら育とうとする力を伸ばせるよう、子どもの成長に適した環境づくりを行います

■ 主な施策・事業

幼稚園教育要領・保育所保育指針への対応

* 公開保育研修の充実

- ・ 幼稚園・保育所等が積極的に保育を公開し、園内研修会に他園の保育者が参加できる機会を設定することを通して、保育者の資質の向上及び保育の一層の充実を図ります。

他人を思いやる心の育成

* 「心を潤す4つの言葉」の推進

- ・ 家庭、幼稚園・保育所等、地域社会において、コミュニケーションの基盤である「心を潤す4つの言葉」推進運動を展開します。

* 幼稚園・保育所等巡回相談事業の充実

- ・ 幼稚園や保育所等で明るく、楽しく、満足して生活できるように、カンファレンスを通して保育の充実を図り、子どもの豊かな心を育みます。



▲心を潤す4つの言葉

幼児期における家庭教育の充実と振興

* 幼児教育相談事業の充実

- ・ 保護者等の育児上の悩みや疑問について、専門のカウンセラーが個別に指導・援助を行います。

望ましい生活習慣の確立

* 幼児教育研究調査事業の推進

- ・ 幼児教育の推進を図るため、幼児の生活改善や子育ての仕方など、幼児教育に関する諸問題を様々な角度から調査研究し、望ましい幼児教育の在り方を探ります。また、研究調査の成果をまとめ、幼稚園・保育所等、小・中・高等・特別支援学校、その他関係機関に配布するとともに、概要をまとめたリーフレットを幼稚園児・保育所等児童などを養育する市内の全ての家庭に配布し、幼児教育の一層の充実を図ります。

* 保育所等職員歯科研修の推進

- ・ 保育所等職員に対する研修を実施し、むし歯予防教室を充実させるなど、幼稚園や保育所等の日常の生活を通して基本的な生活習慣の定着や生活リズムの改善等の援助をします。また、懇談会等を通じて保護者への啓発を行います。

地域の人々との交流の促進

* 保育所等地域交流活動の充実

- ・ 園庭開放、世代間交流、交流保育等を通して、お年寄りとの交流など、地域の人々と触れ合う機会を増やし、人と関わる力を育てます。

子育て支援体制の充実

* 子育て支援ネットワーク事業の推進

- ・ 本市のすべての子育て家庭が安心して子育てができるよう、保健・福祉・教育の関係機関・者や市民団体等の連携を推進します。また、子育て関係機関や団体などと情報交換、意見交換を実施し、子育て支援に関する施策の検討を行います。

子育て支援拠点の整備

* (仮称) さいたま市子ども総合センターの整備

- ・ 「子育てしやすいまち 若い力の育つまち」の実現を目指し、乳幼児から青少年を含む幅広い年代の子どもとその家庭への支援を目的に、子ども・家庭をとりまく課題に総合的に取り組み、子ども・家庭、地域の子育て機能を総合的に支援する、さいたま市らしさを生かした中核施設として、(仮称) さいたま市子ども総合センターを整備します。

* 子育て支援センター事業の充実

- ・ 親子同士の触れ合いの場として、子育て中の方との出会いの場・つどいの場を提供し、育児相談等も行う地域子育て支援拠点事業を充実させることにより、子育ての不安感、負担感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進します。また、親子の育ちを地域で支援するよう、関係団体等と連携、協力しながら事業を実施します。

幼稚園・保育所等・小学校の連携・協力の推進

* 幼児教育研修事業の充実

- ・ 幼児教育と小学校教育の連続性・関連性について研修し、幼稚園・保育所等・小学校の連携を図ることを目的に、実技研修会と公開保育・研究協議会を開催し、より円滑な接続に関する取組を推進します。

* 保育者の小学校等の参観・体験の機会の充実

- ・ 幼稚園教諭や保育所等保育士が小学校や特別支援学校等の教育活動を参観したり、体験したりする機会を設定することにより、幼稚園教諭や保育所等保育士の資質の向上や保育の充実を図るとともに、連携・協力の一層の推進を図ります。

■ **さいたま市の目指す子ども像を実現するための「4つの目標と8つの方針」**
さいたま市学校教育ビジョン 〈ステージ2〉

学 校	<p><目標> 学校は、子どもに「生きる力」をはぐくむ教育を提供します</p>
	<p>【方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「知」「徳」「体」「コミュニケーション」のバランスを大切にした教育を実践します ○ 一人ひとりの子どものよさを生かし、確かな学力の向上を図ります
家 庭	<p><目標> 家庭は、家族のふれあいを大切にします</p>
	<p>【方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 家族のふれあいや学びの機会を増やします ○ 子どもに基本的な生活習慣を身に付けさせるようにします
地 域	<p><目標> 地域は、協力して子どもの成長を助けます</p>
	<p>【方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の教育資源や教育力を積極的に生かし、子どもの成長を支えます ○ 地域の中の連携・協力関係を深め、地域の教育力を高めていきます
行 政	<p><目標> 行政は、教育の質を高める教育施策を推進します</p>
	<p>【方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 学校や保護者、地域のニーズと時代の要請をとらえ、未来を見据えた教育施策を推進します ○ 学校の教育環境を整備します

■ 主な施策・事業

豊かなかかわり合いを重視した教育の推進

*小・中一貫教育の推進

- ・ 全ての市立小・中学校で、確かな学力の向上やいわゆる「中1ギャップ」の緩和のため、義務教育9年間で連続した期間としてとらえた「さいたま市小・中一貫教育」を推進します。またこの中で、小学校6年生が進学先の中学校を訪問して交流する「つぼみの日」を実施します。

*心のサポート推進事業の強化

- ・ さわやかな自己表現や信頼感に満ちた学級づくり等を目指す「人間関係プログラム」や相談することの大切さ等について学ぶ『いのちの支え合い』を学ぶ授業』などの予防的・開発的な教育活動の充実を図ります。また、「いじめ防止対策推進法」の趣旨を踏まえ、いじめの問題に係る取組を強化するとともに、「児童生徒の心のサポート 緊急対応の手引き」等に基づき、児童生徒が抱える課題に組織的に取り組みます。

*特別支援教育の推進

- ・ 一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導ができるよう、教職員の特別支援教育に係る専門性の向上を図ります。また、交流及び共同学習を推進し、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒の双方に豊かな人間性や多様性を尊重する心をはぐくみます。

学びの向上さいたまプランの推進

*基礎学力定着プログラム、さいたま市国語力向上プログラム

- ・ 基礎的・基本的事項の確実な定着を図ります。また、すべての教科等で、「話す・聞く」「書く」「読む」の言語活動を学習過程に効果的に位置付け、論理的に考える力や自分の考えを自分の言葉で表現する力、互いの考えを伝え合う力を高めます。

*スクールアシスタントの配置

- ・ 教員免許を有するスクールアシスタントを全ての市立小・中学校に配置し、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援や、個性や能力に応じたきめ細かな学習支援を充実させ、基礎学力の定着を図ります。

家庭との連携を通じた子どもの学びの習慣化

*「すくすく のびのび 子どもの生活習慣向上」キャンペーン

- ・ 学校・家庭・地域・行政が連携し、「早寝・早起き・朝ごはん」「ノーテレビ・ノーゲームデー」など、児童生徒の生活習慣向上を目指すキャンペーンを実施します。

*子どものための体力向上サポートプラン

- ・ 学校・家庭・地域が連携して、子どもが積極的に外遊びやスポーツに親しむ習慣や意欲を培うことにより、子どもたちの体力向上を図ります。

コミュニケーション能力の育成

- * 「心を潤す4つの言葉」の推進
 - ・ 家庭、学校、地域社会において、コミュニケーションの基盤である「心を潤す4つの言葉」推進運動を展開します。

自立に向けた力の育成

- * 「未来（みら）くるワーク体験」の推進
 - ・ 生徒に望ましい勤労観、職業観をはぐくみ、社会人・職業人として自立していくことができるよう、中学生職場体験事業を推進します。



▲中学生職場体験事業

地域との協働による教育の展開

- * スクールサポートネットワークの充実
 - ・ 学校・家庭・地域・行政の連携による教育を一層推進するため、学校地域連携コーディネーターを配置し、スクールサポートネットワークの充実を図ります。
- * 学校安全ネットワークの推進
 - ・ 通学区域における児童の安全・安心を確保するため、学校警備員の配置、「子ども安全協定」の拡充、防犯ボランティアの方々の研修会や交流会の充実などの取組を通じて、多くの人の目で子どもを見守る「学校安全ネットワーク」の推進を図ります。

魅力ある高等学校づくり

- * 市立高等学校「特色ある学校づくり」計画
 - ・ 市立高等学校4校が、中高一貫教育、進学重視型単位制、地域スポーツ振興、理数科設置、グローバル化など、特色ある学校づくりを進めます。また、進学指導重点プロジェクトの推進により、市立高等学校4校の生徒の学力向上を図ります。

学校施設の整備及び教員の資質能力向上

- * 小・中学校施設改築等事業の推進
 - ・ 市立小・中・高等学校の校舎・体育館・プールの改修・改築、バリアフリー化などを進めるとともに、老朽化した施設の大規模改修を重点的かつ計画的に進めます。
- * 教員研修の充実
 - ・ 初任者研修をはじめとする年次研修を充実させるとともに、教師としての使命感・倫理観を深める研修や指導力を高める研修、生命尊重やノーマライゼーションなど現代社会のニーズに応える研修の一層の充実を図ります。

■ **さいたま市の目指す青少年像を実現するための「4つの目標と8つの方針」**
さいたま市青少年教育ビジョン 〈ステージ3〉

学校・企業	<p>〈目標〉</p> <p>学校や企業は、青少年に生きる力と働く喜びをはぐくみます</p>
	<p>【方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「知」「徳」「体」「コミュニケーション」のバランスを大切にした人材の育成を図ります ○ 学校と企業が連携し、キャリア教育を推進します
家庭	<p>〈目標〉</p> <p>家庭は、青少年の成長と希望の実現を支援します</p>
	<p>【方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 家庭でのコミュニケーションの機会を増やします ○ 自立性や社会性を身に付けさせます
地域	<p>〈目標〉</p> <p>地域は、活動の場や機会を提供し、青少年の成長を助けます</p>
	<p>【方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 社会の一員としての意識を高めます ○ 地域づくりの担い手を育みます
行政	<p>〈目標〉</p> <p>行政は、青少年の自立を支援する環境づくりを推進します</p>
	<p>【方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 青少年の居場所づくりを推進します ○ 関係機関のネットワークの構築を図ります

■ 主な施策・事業

グローバル人材の育成

＊市立高等学校の国際理解教育

- ・市立高等学校4校では、将来国際社会でリーダーとして活躍する人材の育成を目指し、毎年長期休業期間中に希望する生徒各校5～20名を海外（アメリカ合衆国、ニュージーランド、オーストラリア、韓国等）の姉妹校等に派遣するなどして、体験的な国際理解教育を進めます。

キャリア教育の推進

＊市立高等学校4校と大学等との連携

- ・市立高等学校4校の生徒が、大学や研究機関、企業などでの授業や先端研究に触れることにより、学ぶ意欲が喚起されるとともに、一人ひとりの望ましい職業観や勤労観が育まれ、将来自分が進むべき道を見つけるきっかけとします。

健全で安心・安全な地域環境づくりの推進

＊青少年健全育成研修会

- ・市民がこぞって青少年の健全育成に関心をもつとともに、学校・家庭・地域がそれぞれの立場から、協働して青少年の健全育成に取り組めるようにするための研修会を開催します。

青少年の自主的活動の推進

＊青少年の主張大会

- ・青少年が日々の生活の中で思っていることや感じていることを、自分の言葉としてまとめ、発表することにより、青少年の広い視野に立って物事を考える力と、自分の言葉で正しく表現し、伝え合う力を養う機会の一つとして開催します。

地域活動への参画の推進

＊成人式の開催

- ・成人となった青少年の新しい門出を市民がこぞって祝福し、成人として自覚を促すとともに、将来の一人ひとりの幸せを願うため、成人式を開催します。



▲20歳の新しい門出

青少年活動のリーダーの養成

* 体験活動を支援する人材の育成・活用

- ・ 青少年が、年下の子どものお兄さんやお姉さんとして、子どもの面倒を見ることで人間関係を深め、社会貢献認識や次世代を育てることを養う機会となるよう、ボランティア参加プログラムを推進します。

困難を有する子ども・若者への支援

* 若者自立支援ルームの設置

- ・ 若者自立支援ルームにおいて、個人の状態に合わせた支援プログラムに取り組むことで、自立を目指します。

子ども・若者育成支援推進法に基づく支援

* 子ども・若者支援ネットワークによる支援の推進

- ・ 子ども・若者育成支援推進法に基づく、子ども・若者支援ネットワークを構築し、効果的かつ円滑な支援を実施します。

■ ニーズに応じた様々な学習機会の提供と学習成果の活用のための「5つの柱」
 ニーズに応じた様々な学習機会の提供と学習成果の活用 〈ステージ4〉

柱 (1)	<p>(1) だれもが、いつでも学べる学習環境の創造</p> <p>【方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① ユニバーサルデザインによる環境づくりや、交流の場を充実させます ② 社会教育施設を充実させます ③ 利用者によるサービス評価を導入します
柱 (2)	<p>(2) 市民一人ひとりへの学習支援サービスの充実</p> <p>【方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 多様な学習機会を提供します ② 現代的課題へ対応します ③ 人権教育を推進します ④ 文化財の活用・伝統文化を継承します
柱 (3)	<p>(3) 学習成果や人材の活用促進</p> <p>【方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 学習成果や人材活用の仕組みを整備します ② 団体学習活動及び自主的な活動を支援します ③ 地域社会の中での相互学習を促進します ④ 学習活動を支援する専門的職員を充実させます
柱 (4)	<p>(4) 家庭・地域の教育力の向上</p> <p>【方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 家庭の教育力を向上させます ② 地域の教育力を向上させます ③ 学校・家庭・地域が連携するための仕組みをつくります
柱 (5)	<p>(5) スポーツの振興</p> <p>【方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 生涯スポーツの振興を図ります ② スポーツ・レクリエーション環境を充実させます

■ 主な施策・事業

快適で豊かな施設環境の整備

- * 公民館におけるトイレ改修、段差解消等によるバリアフリー化の推進
 - ・ だれもが利用しやすい学習施設となるよう、施設のバリアフリー化を進めます。

市民利用の利便性の向上

- * 公民館施設の充実
- * 図書館施設の充実
- * 博物館、美術館、その他社会教育施設などの充実
 - ・ 市民のだれもが、いつでも、どこでも学習できるよう、公民館や図書館などの社会教育施設の整備を進めるとともに、市民の様々なニーズに応えられるよう、きめ細かなサービスを提供していきます。

ニーズに応じた学習機会の充実

- * さいたま市民大学の講座の充実
- * 学習相談の充実
- * ビジネス支援のセミナー、創業相談会などの開催
- * 生涯学習情報誌や生涯学習情報システムによる学習情報の提供
 - ・ さいたま市民大学の講座の充実や、ライフステージに応じた学習機会の提供など、ニーズに応じた学習機会の充実を図ります。また、学習相談の実施や生涯学習情報誌の発行、生涯学習情報システム等による、学習情報の提供システムを整備します。

人権教育に関する施策の推進

- * 教職員を対象とした人権教育研修の推進
- * 児童生徒を対象とした人権標語・人権作文事業の推進
- * 人権教育集会所事業の充実
 - ・ 教職員に対する人権教育研修や、児童生徒に対する人権標語・人権作文事業、また、人権教育集会所での事業の充実など、人権教育を推進します。

人材育成・ボランティア養成事業の推進

- * 博物館における体験学習ボランティアの推進
- * 図書館における、絵本の読み聞かせやおはなしボランティア養成講座の実施
- * さいたま市民大学におけるボランティア養成などの人材養成コースの開催
 - ・ 生涯学習施設でのボランティアの養成や、子育てなど様々な分野での人材育成・ボランティア養成事業を推進し、学習成果を活かせる場の提供や人材育成の仕組みを整備します。

市民との協働による事業の推進

- * さいたま市民大学における市民企画コースの実施
- * 図書館ボランティアによる各種行事や業務への連携、支援
 - ・ 市民大学において市民企画による講座を実施するほか、ボランティアによる行事等への連携や支援を進めるなど、市民との協働による事業を推進します。

家庭教育の支援及び交流の場の提供

- * 親の学習事業の充実
- * 子育てサロン事業の充実
- * 子育て講座事業の充実
 - ・ 家庭の教育力を向上させる事業として、親の学習事業の実施や、子育てサロン・サポーターの養成など、家庭教育のための人材育成や交流の場の提供を進めます。

地域社会の担い手づくりのための学習機会の提供

- * コミュニティづくり支援事業の推進
- * 公民館文化祭の実施
 - ・ コミュニティづくり支援事業や公民館文化祭など、地域における交流を充実させ、地域の教育力向上を図ります。

地域コミュニティの形成・醸成

- * 総合型地域スポーツクラブの支援
 - ・ 学校・地域連携、健康の保持増進、体力向上、子育て支援など地域の課題解決も視野に入れた、新しい公共を担う総合型地域スポーツクラブの活動や、新たな立ち上げに向けた支援を行うことにより、本市の生涯スポーツの振興を進めます。

スポーツ施設の整備・運営の充実

- * スポーツもできる多目的広場の整備
 - ・ 遊休地などを活用した、スポーツをはじめとした様々な活動ができる多目的広場の整備を推進します。



▲さいたま市シニアスポーツ大会



さいたま市教育総合ビジョン

発行 **さいたま市 教育委員会 管理部 教育総務課**

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

販売価格 132円